



「日本遺産」認定のまち 忍びの里伊賀・甲賀

【問い合わせ】

○忍びの里伊賀甲賀忍者協議会事務局
伊賀市観光戦略課 ☎0595-22-9670
甲賀市観光企画推進課 ☎0748-69-2190



「日本遺産」認定のまち 忍びの里伊賀・甲賀」の連載スタート！

伊賀市と甲賀市は、忍者のふるさととして知られています。そんな2つの市にまたがって忍者の真相を追求するストーリー「忍びの里 伊賀・甲賀—リアル忍者を求めて—」は、2017年に文化庁から「日本遺産」に認められました。

これから奇数月の「広報いが」と「広報こうか」に、ストーリーに登場する忍者の魅力や構成文化財などの情報を紹介していきます。

地域の皆さんで忍者の魅力を発信しましょう。



日本遺産って、何だろう？

日本遺産は、地域の歴史的な魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを、文化庁が「日本遺産」に認定する制度のことです。

情報交流ひろば

となりまち いが・こうか・かめやま

甲賀市

5月は新茶の季節です

お茶所である甲賀市では、4月下旬から5月上旬にかけて、新茶の摘み取り時期を迎えます。寒い冬を乗り越え、茶農家の皆さんが丹精込めて栽培した旨味と香りの高い茶葉となっています。

甲賀市では煎茶やかぶせ茶に加え、昨年新たに誕生した「土山一晩ほうじ」や、環境に配慮した容器「カートカン」に入った緑茶など多様な種類のお茶を取り揃えていますので、ぜひ甲賀のお茶をご賞味ください。

【問い合わせ】

甲賀市農業振興課
☎ 0748-69-2192



亀山市

「亀山ブランド」第2弾の 認定品を紹介します！

亀山市では、市の魅力ある特産品を全国に発信するため、令和3年度から独自の基準で「亀山ブランド」を認定し、さまざまな取り組みを展開しています。

昨年度は、「亀山ブランド」第2弾となる8ブランド17品目を新たに認定しました。

このたび、新たな認定品を紹介するプロモーション動画を制作しましたので、ぜひご覧ください。

【問い合わせ】

亀山市商工観光課
観光・地域ブランドグループ
☎ 0595-84-5074



亀山ブランド
Kameyama Brand



伊賀城和 (伊賀・山城南・東大和) 定住自立圏ニュース



伊賀城和

伊賀市 笠置町 南山城村 山添村

【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9677 FAX 22-9646
✉ kodomo@city.iga.lg.jp



「病児保育室」をご利用ください

児童が病氣中または病氣の回復期にあり、保護者の勤務などの都合により家庭で保育できないときに、一時的にお預かりする「ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室」を設置しています。

【対象者】 次のすべての条件を満たしていること

- 市内在住・在勤または伊賀城和定住自立圏域に居住する人の子ども
- 小学校、保育所（園）、幼稚園などに通う生後6か月以上の児童

【利用できる病氣の範囲】

- 風邪・感染性胃腸炎などの日常にかかる病氣
- インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪などの感染症（新型コロナウイルス感染症や濃厚接触者は利用できません。）
- 気管支ぜんそくなどの慢性疾患
- その他医師が利用可能と判断した病氣

【利用方法】

- ①当日、電話で空き状況を確認する。（受付：午前8時～）
 - ②ゆめこどもクリニックで診察を受ける。（受付：午前8時45分～）
 - ③申請書・保護者連絡票を提出する。
- ※申請書などは病児保育室にあるほか、市ホームページからダウンロードできます。



【開室日時】

- 月～水曜日、金曜日：午前9時～午後6時
- 土曜日：午前9時～午後5時
- ※木・日曜日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月3日、その他小児科の休診日は利用できません。

【利用料金（1日）】

- ①市町村民税所得割課税世帯：1,000円
 - ②市町村民税課税世帯（①に該当する世帯を除く）：500円
 - ③市町村民税非課税世帯または生活保護世帯：無料
- ※伊賀城和定住自立圏域在住者の利用料金は市内在住者と同じ。

【予約先】 ゆめこどもクリニック伊賀 病児保育室
（小田町258-2） ☎ 24-7605

